

健康

合には、その責任を負うことになると考へている。

Q 市民病院の経営形態について、どう

A 「市長」現在、地方公営企業法を全部適用する経営形態となっており、ほかの経営形態への変更については検討していない。



林明敏議員
(市民クラブ)

Q 市民病院の広域連携について、ど

A 「市長」病院の統合までを見据えた連携となると、現在はそのような方向での話し合いは行っていない。

Q 市民病院の耐震については、大地震で崩壊するレベルということだが、大地震で倒壊等した場合、どのような責任が発生するのか伺う。

A 「市民病院事務局長」昭和46年の建築であるため、昭和56年度改定の耐震基準には一部適合していない。現在の状況は違法建築物ではなく、既存不適格建築物であり、耐震改修を実施することについては努力義務となっている。仮に、大地震で倒壊した場合には、管理上の瑕疵があつたかどうかが争点になるものと考えており、市に管理上の瑕疵があつたと認められた場

財政



宮内康幸議員
(創世会)

Q 「企画課長」観光農園、バーベキュー施設、キャンプ場、多目的広

場の主に4施設についての提案があった。地域等との交流の推進や市民の雇用創出などを通じた地域の活性化や、市内外からの集客、事業全体の情報発信を通じた匝瑳市の認知度や魅力の向上が期待されるものと考えている。

Q 市民病院の耐震については、大地震で崩壊するレベルということだが、

大地震で倒壊等した場合、どのような責任が発生するのか伺う。

A 「産業振興課長」匝瑳市の海水浴場（野手浜、今泉浜、堀川浜）について、すべて閉鎖している状況である。海水浴場を開設する場合には、海流調査の実施、匝瑳市夏期観光安全対策本部での協議を経て、可否を検討することになる。野手浜についても、周辺の動向を見ながら検討していく。

教育



Q 中止となつた成人式について、今後どのような対応をするのか。

A 「教育長」成人式の代替行事の開催については、今後の新型コロナウイルス新規感染者の推移の状況等を勘案しながら検討したいと考えている。

Q 「産業振興課長」匝瑳市の海水浴場（野手浜、今泉浜、堀川浜）について、すべて閉鎖している状況である。海水浴場を開設する場合には、海流調査の実施、匝瑳市夏期観光安全対策本部での協議を経て、可否を検討することになる。野手浜についても、周辺の動向を見ながら検討していく。

Q 市民病院の広域連携について、古町、横芝光町、旭市との話し合

いは行つてはいるのか伺う。

A 「市長」病院の統合までを見据えた連携となると、現在はそのような方向での話し合いは行っていない。

A 「健康管理課長」調査研究させていただき、前回発出した発熱時の流れに似たようなものを作成していきたい。

Q 市民病院の経営形態について、どう

A 「市長」現在、地方公営企業法を全部適用する経営形態となっており、

合には、その責任を負うことになると考へている。

A 「市長」代替行事を検討する中で、必要に応じて実行委員会にも相談して、実現できるよう調整を図つていきたい。

新型コロナ関係

Q 感染症の情報発信は市より県の役割が大きい。しかし市民が納得する情報発信は自治の基本と考えるが、市民の安心感を生む情報公開や広報の在り方について伺う。

A 「市長」正確な情報を迅速に発信することが重要であると認識している。現在、広報そうさ、市ホームページ、ツイッター、防災行政無線、折り込みチラシ等を活用し市民の皆様へ速やかにお知らせしている。

A 「産業振興課長」経済活動の回復支援を再度講じていくべきと考えるが。

Q 市内の感染者が多く確認された緊急事態宣言下で市民へ向けてのメッセージが少ないと感じたが。

A 「健康管理課長」市内に感染者が発生した際には、市長自らメッセージを発信するなど情報発信に努めている。

Q 発生後の対応状況や感染経路や広がりの有無についてなど、追跡の情報公開ができるないか。

A 「健康管理課長」追跡調査につい

ては保健所が行うこととなつており、市としては情報がなく公開することができない。

Q 阳性と判断されてから退院となるまで、フロー図で流れがわかるものを作つて情報発信していただきたい。

A 「市長」代替行事を検討する中で、必要に応じて実行委員会にも相談して、よくご協議いただきたい。

地域振興（行事・イベント）

経済

Q 長引くコロナ禍での影響について、いくべきと考えるが。

A 「産業振興課長」経済政策に係る新規や追加としての市の独自施策については、市の対策本部において今後協議していく。

Q 今後ある程度条件が整えば各種イベント、地域行事なども開催していくよう判断基準などを示して開催していくべきではないか。

A 「産業振興課長」今後、検討していきたいと考える。

Q コロナウイルスに関する人権侵害を防止するための決意宣言について検討状況は。

A 「秘書課長」感染者に対する誹謗中傷など、人権侵害の配慮に関する指針等の策定について、現在、関係課と調整を図りながら作成に向け取り組んでいる。